

令和2年度 生徒募集要項（別編）

（埼玉県公立高等学校「入学者選抜実施要項」抜粋版）

- 第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜
- 第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等
- 第5 帰国生徒特別選抜による募集

埼玉県立与野高等学校
〒338-0004 埼玉県さいたま市中央区本町西2-8-1
TEL 048(852)4505(代表)

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

- 1 募集人員等
一般募集で実施する。
募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。
ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。
- 2 出願資格
令和2年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。
- 3 出願手続
不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、入学願書とともに、本校校長に提出すること。
「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。
- 4 志願先変更
志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。
なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。
- 5 面接
(1) 実施日
令和年2月28日(金)(学力検査当日)に実施する。
(2) 方法
個人面接とする。
- 6 その他
ここで定めた内容以外の事項については、第2(本校生徒募集要項)による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

- 1 私立中学校から出願する場合
 - (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
 - ア 出願資格
第1の2(本校生徒募集要項)による。
 - イ 出願手続
 - (ア) 第2の2(本校生徒募集要項)による。
 - (イ) 住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。
 - (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
次頁「2 県外中学校等から出願する場合」による。
 - (3) 令和2年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
次頁「2 県外中学校等から出願する場合」による。

2 県外中学校等から出願する場合

(1) 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

(2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和2年1月9日(木)から2月17日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和2年2月14日(金)までに「出願承認の申請」を行うこと。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の2(本校生徒募集要項)による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

(ア) 「令和2年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長に提出して認定を受ける。

(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和元年12月2日(月)から令和2年2月17日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月30日(月)から1月3日(金)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和2年2月14日(金)までに「出願資格の認定」を受けること。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 第2の2(本校生徒募集要項)による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課(電話 048-830-6766)で交付する。

(エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

(オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集に併せて実施する。

募集人員は 9名とする。ただし、この数は入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集人員に含める。

2 出願資格

第1の2(本校生徒募集要項)に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和2年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の2(本校募集要項)に準じる。ただし、次のことに留意する。

(1) 第2の2の(1)のAについては、「入学願書」(様式5)、「受検票」(様式5-2)とともに「海外在住状況説明書」(様式13)を、本校校長に提出すること。

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。

(2) 第2の2の(2)のAについては、本校より所定の「受検票」(様式5-2)及び「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。

(3) 第4の3の「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

第2の4(本校生徒募集要項)に準じる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付すること。

5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同じとする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~14:20	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		本校の指示に従う		英語

6 面接

(1) 面接は、令和2年2月28日(金)学力検査当日に実施する。

(2) 面接は、個人面接とする。

(3) その他詳細については、「一般諸注意」の際に指示する。

7 その他

(1) 県内の中学校を卒業する見込みの者(卒業した者を含む)で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

(2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第4(別編)に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

(3) ここで定めた内容以外の事項については、第2(本校生徒募集要項)に準じる。